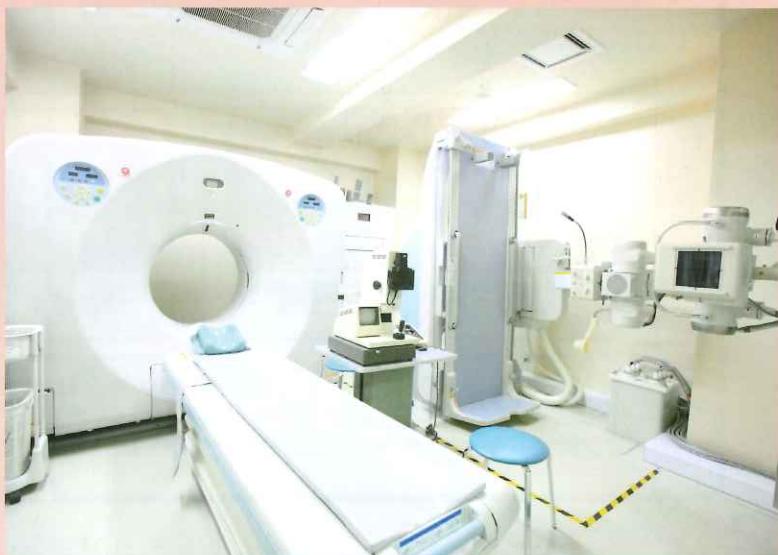


# 動産総合保険

各種の動産を保険の対象とし、不測かつ突発的な事故による損害を補償します。

財産



様々な危険から大切な財産をお守りする

# 東京海上日動の「動産総合保険」

## 動産総合保険の特色

- 各種の動産が保険の対象となります。
- 不測かつ突発的な事故による損害を補償します。

保険金をお支払いできない場合として定められていないかぎり、不測かつ突発的な事故により保険の対象に生じた損害を補償します。

### ご契約方法

#### 保険金額(ご契約金額)の決め方

保険金額(ご契約金額)は保険の対象となる動産の時価額にもとづいてお決めください。

※新価保険特約(オプションとしてこの保険にセットできる特約)をセットする場合は、再調達価額にもとづいてお決めください。

#### 用語解説

時価額…同等の物を新たに作成または購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

再調達価額…保険の対象(ご契約の対象となる動産)と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

### 保険の対象は

各種の動産がこの保険の対象となります。

会社・商店などの法人の場合	商品、現金、パーソナルコンピュータ、複写機、美術品、医療用機器、テレビカメラ、各種機械等
個人の場合	音響器具、カメラ、楽器、絵画、机等

#### ⚠ ご注意 次のものや契約は、この保険ではお引受けしておりません。

- 自動車(自動車登録番号のない、工作車・建設機械は保険の対象となります。)
- 船舶、航空機
- 加工・製造中の動産

- 工場内の据付機械(リース業者または割賦販売業者が、リース物件や割賦販売物件を包括してご契約する場合は保険の対象となります。)

- 特定区間の運送中の危険のみを対象に引き受ける契約 等  
※また、上記以外にも保険の対象から除外しているものがあります。

### 保険金のお支払い対象となる事故は

保険金をお支払いできない場合として定められていないかぎり、不測かつ突発的な事故により保険の対象に生じた損害が保険金のお支払い対象となります。

#### お支払いの対象となる事故例



火災



落雷



破裂・爆発



風災、雹災、雪災



盗難



煙害、給排水管の事故による水濡れ

運送中の衝突・脱線・転覆などの事故

航空機の墜落、航空機からの落下物による事故

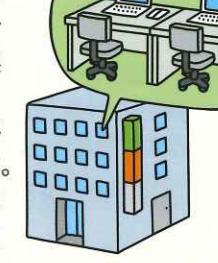
建物・構築物の倒壊

その他の不測かつ突発的な事故による破損等

## ご契約の種類

保険の対象となる動産の種類により、次のご契約の種類がございます。

#### **特定動産契約（会社・商店などの法人の場合）**

- 会社、商店などの法人が所有し、営業活動のために使用・管理する事務用機器、営業用什器などの動産を対象とする契約です。
  - 保管中、使用中、運送中に生じた事故による損害を補償します。
  - 保管場所内で生じた事故による損害のみをお引受けすることもできます。  
(対象とする動産を個々に特定してご契約いただけます)



## 特定動産契約（個人の場合）

- 個人が所有し、日常生活に使用するカメラ、音響器具などの動産を対象とする契約です。
  - 自宅内保管中はもとより、携行中、使用中に生じた事故による損害を補償します。
  - 保管場所内で生じた事故による損害のみをお引受けすることもできます。

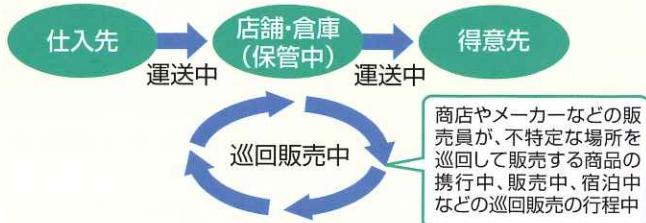


(対象とする動産を個々に特定してご契約いただきます。)

#### **商品・在庫品包括契約**

対象が、商品・製品の場合

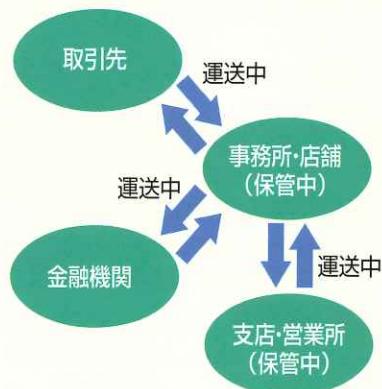
- 小売業者・卸売業者の商品やメーカーの製品を対象として、これらに生じた事故による損害を補償します。
  - 商品の流通過程の中で、どこからどこまでの間の危険をお引受けするか約定させていただき、その範囲内にある商品・製品を、包括的にお引受けする契約です。



- 上図のうち、「運送中、巡回販売中と保管中」、「運送中と保管中」、「巡回販売中と保管中」、「巡回販売中のみ」、「保管中のみ」のいずれかでお引受けすることができます。

対象が、現金・有価証券の場合

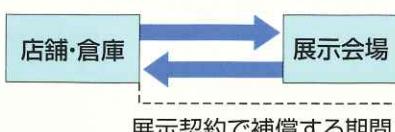
- 売上金、従業員に支払われる給与などの現金や有価証券を対象として、これらに生じた事故による損害を補償します。



- 上図のうち、「運送中と保管中」をまとめてお引受けすることができます。また、保管場所内で生じた事故による損害のみをお引受けすることもできます。

展示契約

- 展示会、展覧会などへ出品する出品物を対象とする契約です。
  - 出品物を店舗や倉庫などから搬出したときから、展示会場をへて、再びもとの店舗や倉庫などに搬入するまでの間に生じた事故による損害を補償します。



- 展示会場内で生じた事故による損害のみをお引受けする事もできます。  
(対象とする動産を個々に特定してご契約いただきます。)

その他の契約

●リース契約

リース業者がユーザーにリース契約に基づいてリースする物件を包括的にお引受けする契約です。

●レンタル契約

レンタル契約  
レンタル業者がユーザーにレンタル契約に基づいてレンタルする物件を包括的にお引受けする契約です。

割賦販賣契約

割賦販売契約  
割賦販売業者が割賦販売する商品を包括的にお引受けする契約です

### ●商品付帯契約

販売店またはメーカーが、商品の販売促進のため、ユーザーへのサービスとして商品にネットする契約です。

## 保険金をお支払いできない主な場合

次のような損害については、保険金をお支払いできません。

- 保険の対象が日本国外にある間に生じた損害
- 置き忘れ、紛失、万引きによって生じた損害
- 水災によって生じた損害
- 電気的または機械的事故によって生じた損害  
(火災または破裂・爆発が発生した場合や不測かつ突發的な外因の事故の結果として発生した場合を除きます。)
- 使用人等の不正行為によって生じた損害
- 真空管、ブラウン管、電球等の管球類のみに生じた損害  
(保険の対象(ご契約の対象となる動産)のその他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。)
- ご契約者、被保険者(補償を受けられる方)、保険金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害  
(消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。)
- 保険の対象(ご契約の対象となる動産)のかしによって生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 保険の対象(ご契約の対象となる動産)に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
- 保険の対象(ご契約の対象となる動産)の修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害  
(火災または破裂・爆発が発生した場合を除きます。)
- 汚れ、すり傷、かき傷、塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象(ご契約の対象となる動産)の機能に支障をきたさない損害  
(これらの損害が他の損害と同時に発生した場合を除きます。)
- 冷凍・冷蔵装置の破壊、変調または機能停止によって起こった温度変化のために冷凍・冷蔵物に生じた損害  
(火災、破裂・爆発、冷凍・冷蔵車の不測かつ突發的な事故により冷凍・冷蔵装置に物的損傷が生じ、24時間以上の冷凍・冷蔵装置の機能停止があった場合を除きます。)
- 被保険者(補償を受けられる方)と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 核燃料物質やこれに汚染された物の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
- 保険の対象(ご契約の対象となる動産)の自然の消耗もしくは劣化、ボイラスケール、保険の対象の性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵または自然発熱、その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害

等



保険金をお支払いできない場合の詳細は、保険約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。また、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または東京海上日動(以下「弊社」といいます。)までお問い合わせください。

## お支払いただく保険料(例)

保険料は、ご契約の種類・対象とする動産の種類・保管場所の危険度・運送の回数、過去の損害発生状況等により決定されます。

### 特定動産契約の保険料例

保険の対象(ご契約の対象となる動産)	カメラ1台
保険金額(ご契約金額)	20万円
免責金額(自己負担額)	1事故につき 2,000円
補償範囲	国内一円
保険期間(保険のご契約期間)	1年間
払込方法	一時払
保険料例	約3,000円



詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。

# 保険金のお支払い方法

保険金は次のとおりお支払いします。

## ①損害保険金

保険の対象(ご契約の対象となる動産)について発生した損害について損害保険金をお支払いします。

- 損害額は、時価額にもとづき算定します。
- お支払いする損害保険金は、保険金額(ご契約金額)を限度とします。  
(ただし、保険金額(ご契約金額)が時価額を超える場合は、時価額を限度とします。)

### <お支払いする損害保険金>

全損(全部損害)の場合…時価額または保険金額(ご契約金額)のいずれか低い額をお支払いします。

分損(一部損害)の場合…通常の修理費用を損害額とし、免責金額(自己負担額)を控除してお支払いします。ただし、修理の結果、事故発生直前の状態よりも時価額が増加した場合は、増加額に相当する額を控除したものを損害額とします。なお、保険金額(ご契約金額)が時価額に満たない場合は以下の計算式により損害保険金を算出します。

$$\text{損害保険金} = \left( \text{損害額} - \text{免責金額} \right) \times \frac{\text{保険金額(ご契約金額)}}{\text{時価額}}$$

- 保険金のお支払いが何回あっても保険金額(ご契約金額)は減額されず、ご契約は満期まで有効です。ただし、損害保険金のお支払いが1回の事故で保険金額(ただし、保険金額(ご契約金額)が時価額を超える場合は、時価額とします。)に相当する額となつたときは、保険契約は損害発生時に終了します。(ご契約方法が商品・在庫品包括契約のときは、この場合であっても保険契約は終了しません。)

### ⚠ ご注意

上記計算式の通り、保険金額(ご契約金額)が時価額より低い場合はお支払いする損害保険金が削減される場合があります。  
保険金額(ご契約金額)は時価額いっぱいで設定してください。

## ②臨時費用保険金

臨時費用保険金不担保特約が自動セットされるため、普通保険約款記載の臨時費用保険金(損害保険金が支払われる場合に、保険の対象が損害を受けたために臨時に生ずる費用)はお支払いしません。

- この特約をセットしない場合は、1回の事故につき、300万円を限度として損害保険金の30%に相当する額を臨時費用保険金としてお支払いします。
- 臨時費用保険金と損害保険金との合計額が保険金額(ご契約金額)を超過する場合にもお支払いします。

## ③残存物取片づけ費用保険金

損害保険金が支払われる場合に、保険の対象(ご契約の対象となる動産)の残存物の取片づけ費用をお支払いします。

- 次の計算式による金額を限度として、実際に支出した費用をお支払いします。

$$\text{残存物取片づけ費用保険金限度額} = \text{損害保険金} \times 10\%$$

- 残存物取片づけ費用保険金と損害保険金との合計額が保険金額(ご契約金額)を超過する場合にもお支払いします。

## ④損害拡大防止費用

保険金を支払うべき損害が発生した場合に、損害の拡大防止または軽減のために要した費用のうちで必要または有益であったものをお支払いします。

- 保険金額(ご契約金額)または時価額のいずれか少ない額から損害保険金の額を差し引いた残額を限度としてお支払いします。

## ⑤権利保全費用

弊社が保険金をお支払いするのと引換えに取得する第三者から損害賠償等を受けられる権利の保全もししくは行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いします。



詳細は、保険約款をご参照ください。また、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または弊社までお問い合わせください。

## セットされる特約

### ●自動セット特約…保険の対象(ご契約の対象となる動産)の種類により制限される補償

次の物を保険の対象とするご契約では、保険金をお支払いする場合を一部制限させていただいております。何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。なお、詳細は、保険約款をご参照いただくか、代理店または弊社までお問い合わせください。

保険の対象 (ご契約の対象となる動産)	セットされる特約	補償内容の制限の概要
宝石・貴金属	車上放置危険 免責特約条項、 営業時間外金庫外の 盗難危険免責特約条項、 自力救済行為等 不担保特約条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自動車等に保険の対象(ご契約の対象となる動産)を放置したまま自動車等から離れた間に発生した盜難による損害は、補償の対象外です。</li> <li>●営業時間外に、施錠された金庫(耐火定置式のもの。手提げ金庫等可動式のものを除きます。)内に収容されていなかった商品・製品等の盜難による損害は、補償の対象外です。</li> </ul>
楽器	楽器特約条項、 車上放置危険 免責特約条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●弦・ピアノ線の切断、打楽器の打皮の破損、音色または音質の変化の損害は補償の対象外です。ただし、弦・ピアノ線の切断、打楽器の打皮の破損については、保険の対象(ご契約の対象となる動産)の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。</li> </ul>
土木・建設機械、 鉱山機械、荷役・ 農林用機器	建設・土木・荷役・ 農・鉱業用機械 特約条項、 盗難危険免責 特約条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次に掲げる物に生じた損害は、保険の対象(ご契約の対象となる動産)の他の部分と同時に損害を受けた場合、または本体から取り外し保管している間に損害を受けた場合を除き、補償の対象外です。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤおよびハンマー部分</li> <li>②フォーク、ドリル、バケット、ショベルおよびその他のアタッチメント(例:カッタ、オーガ、リップ等)の歯または爪に相当する部分</li> <li>③ケーシングチューブ等の消耗品または消耗材</li> <li>④工具類</li> <li>⑤ガラス部分</li> </ul> </li> <li>●潤滑油、作動油、燃料等の運転用資材は、保険の対象(ご契約の対象となる動産)に含まれません。</li> </ul>
有価証券	株券特約条項、 手形特約条項、 小切手特約条項、 その他有価証券等特約条項、 車上放置危険免責特約条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険金をお支払いすべき事故が発生した場合は、株式喪失登録手続き、手形・小切手等の支払停止依頼、公示催告・除権決定の申し立て等権利保全のための措置等をとっていただくことを条件に保険金をお支払いします。</li> </ul>
現金	現金特約条項、 車上放置危険 免責特約条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次に掲げる損害は補償の対象外です。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・受け渡しの誤り、勘定違い等による不足損害</li> <li>・営業時間外に施錠された金庫(耐火定置式のもの。手提げ金庫等可動式のものを除きます。)内に収容されていなかった場合に生じた損害</li> </ul> </li> </ul>
自動販売機・コインパーキング機械等の無人式機器(これらの物に収容される商品・現金)	自動販売機 特約条項、 盗難行為等免責 特約条項、 盗難行為等免責 特約条項(無人式 機器用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次に掲げる損害は、補償の対象外です。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚れ、へこみ、すり傷、塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象(ご契約の対象となる動産)の機能に支障をきたさない損害</li> <li>・貨紙幣づまり等の故障</li> <li>・自動販売機・コインパーキング機械等の無人式機器等の収容商品・現金に対する盗難による損害</li> </ul> </li> <li>●保険契約開始後に保険の対象(ご契約の対象となる動産)である自動販売機に付加された防盗対策部品・装置、ビルバー(紙幣挿入装置)は保険の対象(ご契約の対象となる動産)に含まれません。</li> </ul>

## セットされる特約

保険の対象 (ご契約の対象となる動産)	セットされる特約	補償内容の制限の概要
可動型電子機器、 携帯型電子機器	画像表示装置単独損害不担保特約条項	保険の対象のうち、液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機ELディスプレイ等の画像表示装置に生じた損害(その他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。)は補償の対象外です。
医療用機器	医療用機器特約条項	医療用機器のうち次に掲げるものは、保険の対象(ご契約の対象となる動産)とはなりません。 医療用機器の体内挿入部位、マイクロモータ等の切削装置、バキューム装置付属のモータ、歯科用診察台ユニットのホースおよびこれらに類する切削工具・消耗品
自動車用放送・ 通信機器	車載危険不担保特約条項	保険の対象(ご契約の対象となる動産)が自動車等に積載されている間に生じた事故による損害は、補償の対象外です。
電気機器、 回転機械	盗難危険免責特約条項	保険の対象(ご契約の対象となる動産)の管理状況によっては、盗難危険免責特約条項をセットして盗難による損害を補償の対象外としたうえで、ご契約いただくことがあります。盗難危険免責特約条項がセットされているかについては申込書または申込書添付の特約条項をご確認ください。
原材料、 化学製品	盗難危険免責特約条項 (野積み)	建物または固定式の屋外タンク内に収容されていない保険の対象(ご契約の対象となる動産)についての盗難による損害は、補償の対象外です。(保険の対象(ご契約の対象となる動産)を積載した運送用具が盗取されたことによる盗難の損害等の場合を除きます。)
衣料品、装飾品	車上放置危険免責特約条項	自動車等に保険の対象(ご契約の対象となる動産)を放置したまま自動車等から離れた間に発生した盗難による損害は、補償の対象外です。
コンテナ、容器類	運送中の破損不担保特約条項、 展示(一貫)契約作業危険不担保特約条項	<p>●商品・製品等、展示品の運送中の破損、まがり・へこみによる損害は、火災、破裂・爆発、運送用具の脱線・転覆・墜落・他物との衝突等により生じた場合を除き、補償の対象外です。</p> <p>●展示品の開梱・梱包・陳列・飾付け・撤去、これらに伴う移動・運搬作業によって生じた汚れ、すり傷、かき傷、塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象(ご契約の対象となる動産)の機能に支障をきたさない損害、破損、まがり・へこみによる損害は、補償の対象外です。</p>

●オプション(オプションとして、この保険にセットできる特約をご用意しています。詳細は、保険約款をご参照いただけます。代理店または弊社までお問い合わせください。)

### 新価保険特約条項

損害額の算出を再調達価額にもとづいて行う特約です。ただし、損害が生じた日から2年以内に復旧を行わない場合は、時価額にもとづいて損害額を算出してお支払いします。

## ご契約の際のご注意

- 告知義務:申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時にこれらの事項に正確にお答えいただぐ義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- 通知義務:ご契約の後、次の事実が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできることがあります。
  - ・保険の対象の保管場所の構造を変更したこと。
  - ・保険の対象の主たる保管場所を変更したこと。
- 通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にもご契約の代理店または弊社にご連絡ください。
- この保険の保険期間は原則1年間です。ただし、展示期間等に合わせ、1年末満のご契約も可能です。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。
- 補償内容が同様の保険契約(特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額、支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- ご契約後、1ヶ月が経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までお問い合わせください。

- 保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込みの撤回または解約を申し出ができるクーリングオフ制度がございます(詳しくはクーリングオフ説明書をご参照ください。)。
- 質権を設定される場合には、特段のお申し出がない限り、ご契約者と質権者との間で保険証券は質権者の保管とするとの合意があつたものとして、質権者に証券(本紙)を送付いたしますので、ご了承ください。
- 保険金額(ご契約金額)が一定金額を超えるご契約等につきましては、「テロ危険不担保特約条項」をセットしてお引受けすることとなります。詳細は、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。
- 代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、ご契約の代理店と有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接締結されたものとなります。
- ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。
- このパンフレットは動産総合保険の内容についてご紹介したもので、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は、保険約款によりますが、ご不明な点がありましたら代理店または弊社までお問い合わせください。

## 事故が起きた場合の手続き

### ■事故の通知

損害が生じたことを知った場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

### ■保険金請求に必要な主な書類

保険金のご請求にあたっては、保険金の請求書、損害見積書のほか、保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類をご提出いただく必要があります(その他事故の状態に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります。)。

### ■保険金請求の時効

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

事故のご連絡・ご相談は  
**東京海上日動安心110番(事故受付センター)**  
事故は119番・110番  
**0120-119-110**  
受付時間: 携帯電話のアドレス帳登録はこちら▶  
24時間365日 ('ア'行に登録できます)  


お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは  
**東京海上日動カスタマーセンター**  
音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。  
**0120-868-100**  
受付時間:午前9時~午後8時(平日、土日祝とも)  


### 東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 ☎100-8050  
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

 Insurance for the Earth  
東京海上日動は、マングローブ植林を通じて  
地球の安心・安全をひろげます。